2026年11月1日実施

内容を十分にお読みください

エア・ウォーターでんき powered by ほくでん 重要事項説明書

当社は，小売電気事業者である北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が供給する低圧の電気に関する需給契約の取次ぎを行なっており，北海道電力との取次ぎ契約にもとづき，取次業者としてお客さまと電気需給契約を締結いたします。

以下は，電気事業法第２条の13の規定にもとづき，当社がお客さまと電気需給契約を締結するにあたっての重要な事項を記載したものであり，内容に同意のうえ，お申込みいただきますようお願いいたします。

１．
小売電気事業者の名称，住所および登録番号ならびに取次業者の名称および住所

(1) 小売電気事業者
（名称）北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
（住所）札幌市中央区大通東１丁目２番地
（小売電気事業者登録番号）A0267
(2) 取次業者
（名称）エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
代表取締役社長 庄子 賢一
（住所）札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番６号

２．需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめ電気需給約款［低圧］（以下「需給約款」といいます。），料金表およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものは，電磁的方法，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。
(2) 契約先を他社から当社へ変更される場合には，下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
イ 現在の電気のご契約を解約することにより，現在お客さまがご契約されている会社から，解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には，解約にともないポイントなどが失効する場合があります。
ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には，解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
ニ 現在の電気のご契約を解約することにより，現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

３．契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
(2) 契約期間は，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間）の末日までといたします。
(3) 契約期間満了に先だってお客さまたは当社から別段の意思表示がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合，当社は，契約期間満了前は，新たな契約期間を，電気事業法第２条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）を交付することなく，当社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。また，需給約款および料金表による契約の継続後は，新たな契約期間，需給契約の成立日，供給地点特定番号，当社の名称および所在地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお，電気事業法第２条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて，電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また，変更とならないその他の事項については，お知らせを省略することがあります。

４．供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに北海道電力が電気を供給いたします。
(2) 当社は，天候，用地事情，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて北海道電力が電気を供給いたします。

料金プラン適用開始に関するご留意事項について
① スマートメーターへの交換について
・料金プラン適用開始にあたり，スマートメーターが設置されていないお客さまの場合は，スマートメーターへの交換工事を行ないます。（工事は無償）
・スマートメーターは，当該一般送配電事業者等または当該一般送配電事業者等の委託工事会社が設置し，お申込み受付後に工事会社から別途工事日がお知らせされます。
② 料金プラン適用開始日について
i 北海道電力以外の小売電気事業者からのご契約切替の場合
お申込み受付以降，当社が北海道電力に対して切替えを申請し，北海道電力が受領した日から起算して原則５営業日に２暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日といたします。（スマートメーター設置済の場合）
ii 北海道電力からのご契約切替の場合
契約手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日といたします。（お申込みから概ね１か月～３か月程度）
iii 引越し（転入）の場合
a．原則として電気の使用開始日といたします。ただし，電気の使用開始日直前にお申込みいただいた場合やお申込み時点で既に電気を使用開始されている場合等は，電気の使用開始日から適用開始することができない場合がございます。
b．電気の使用開始日から適用開始することができない場合は，お申込受付以降，契約手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日といたします。
（注）１ 電気の使用開始日から適用開始することができない場合は，電気の使用開始日から料金プラン適用開始までの間，原則として北海道電力とご契約いただきます。この場合，当社がお客さまの代理として，北海道電力の『特定小売供給約款』に定める従量電灯Ｂの契約種別にて契約の申込みをいたします。（お客さま自身でのご契約手続きは不要です。）また，北海道電力とのご契約による電気料金は，北海道電力からご自宅等宛てに振込用紙を郵送いたしますので，金融機関またはコンビニエンスストアでお支払い下さい。
（注）２ 料金プラン適用開始までの間の北海道電力とのご契約は，料金プラン適用開始の手続きが完了次第，当社がお客さまの代理として，北海道電力に対して解約の申込みをいたします。（お客さま自身での解約手続きは不要です。）この場合，北海道電力とのご契約は，料金プラン適用開始日をもって解約となります。
③ 契約電流について
・お引越し先で新たに電気をご使用開始のお客さまにつきましては，原則として入居先での前入居者の契約電流を引き継ぎます。（開始後変更可）

５．供給電圧および周波数

供給電圧は，標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

６．契約電流の決定方法

契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。なお，当該一般送配電事業者等は，原則として，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けます。

７．料金の単価および算定方法

(1) 月々の料金は，基本料金，電力量料金（燃料費等調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
イ 基本料金
契約電流によって １ 月単位に決められた料金です。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
ロ 電力量料金
(イ) １月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。
(ロ) 燃料費等調整制度※にもとづき，次式で算定される燃料費等調整単価に １ 月の使用電力量を乗じた金額を燃料費等調整額として差し引き，または加えて算定いたします。
燃料費等調整単価＝燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価

※燃料費等調整制度
・火力発電に必要な原油，LNG および石炭の燃料価格の変動に応じて調整を行なう「燃料費調整」と，離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行なう「離島ユニバーサルサービス調整」とをあわせて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動きなどを要因とした燃料価格の変動に応じて，電気料金も変動します。
・燃料費調整は，原油，LNG，石炭それぞれの３か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し，調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を，下回る場合はマイナス調整を行ないます。
・離島ユニバーサルサービス調整は，原油の３か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し，調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を，下回る場合はマイナス調整を行ないます。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に１月の使用電力量を乗じて算定いたします。
(2) 燃料費調整単価，離島ユニバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当社のホームページ等でお知らせいたします。

（エア・ウォーターでんきＢ 料金表）

区分	単位	単価
基本料金	契約電流10アンペア	572円10銭
	契約電流15アンペア	858円15銭
	契約電流20アンペア	1,144円20銭
	契約電流30アンペア	1,716円30銭
	契約電流40アンペア	2,288円40銭
	契約電流50アンペア	2,860円50銭
	契約電流60アンペア	3,432円60銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	35円77銭
	120 キロワット時をこえ280 キロワット時までの １キロワット時につき	42円06銭
	280キロワット時をこえる１キロワット時につき	45円78銭

８．検 針 日

検針は，お客さまごとに当該一般送配電事業者等があらかじめ定めた日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，やむをえない事情がある場合には，当該一般送配電事業者等は，あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

９．料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，託送約款等に定める供給側検針期間または供給側計量期間（以下「計量期間等」といいます。）とし，料金は，当該期間を「1 月」として算定いたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
(2) 需給契約の開始，消滅，変更等があった場合には，料金を日割計算いたします。

10．使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は，原則として，当該一般送配電事業者等が取り付ける記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30 分単位で計量し，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
(2) 料金の算定期間における使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間において合計した値といたします。
(3) 計量器の故障等により使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

11．料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は，北海道電力が当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき，当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。また，お客さまの料金は，当社にて料金の請求が可能となった日以降当社が別途定める支払期日までに支払っていただきます。

12. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金等相当額についてはそのつど，原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金については，原則として「クレジットカード支払」により支払っていただきます。ただし，お客さまが希望され，当社が認める場合には，「口座振替支払」により支払っていただきます。また，特別の事情がある場合には，「振込用紙支払」により支払っていただきます。

(2) お客さまが料金を「クレジットカード支払」または「口座振替支払」により支払われる場合を除き，当社は，原則として，請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額（以下「請求書（振込用紙）発行手数料」といいます。）を申し受けます。

(3) 請求書（振込用紙）発行手数料は，請求書（振込用紙）の発行につき，次の金額とし，当社が請求書（振込用紙）を発行した料金の算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

1料金の算定期間および1契約につき	220円00銭

13. 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 北海道電力が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 北海道電力が当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。

(3) 託送約款等に定めるところにより，北海道電力の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し，または変更される場合で，北海道電力が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

14. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1) お客さまが，契約電流，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電流，契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(2) (1)の場合で，北海道電力が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

15. 解　約　等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ お客さまが当社とのガス供給および使用に関する契約その他当社との契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった料金その他金銭債務を支払期日を経過してなお支払われない場合

ホ 需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他需給約款および料金表から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ヘ お客さまがその他需給約款および料金表または当社の定める事項に反した場合

(2) お客さまが，需給契約の廃止の通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社，北海道電力および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

16. 違　約　金

(1) お客さまが，次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する需要に適用する契約種別を適用する場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

(2) (1)の免れた金額は，需給約款および料金表に定める供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

17. 損害賠償の免責

(1) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し，または中止した場合で，それが当社および北海道電力の責めとならない理由によるものであるときには，当社および北海道電力は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 託送約款等に定めるところによって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または需給約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社および北海道電力は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社および北海道電力の責めとならない理由によるものであるときには，当社および北海道電力は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

18. 設 備 の 賠 償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の北海道電力の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について，修理可能の場合は修理費，亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，北海道電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

19. 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社または北海道電力は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，当社または北海道電力の係員は，所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用の防止等に必要な，お客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他需給約款および料金表によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

(2) 当該一般送配電事業者等は，託送約款等に定めるところにより，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，当該一般送配電事業者等の係員は，所定の証明書を提示いたします。

20. 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは，その期間について，当該一般送配電事業者等は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

21. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合，当社は，需給契約の変更前は，需給契約の変更内容を，変更後は，需給契約の変更内容，需給契約の成立日，供給地点特定番号，当社の名称および所在地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお，契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて，電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また，変更とならないその他の事項については，お知らせを省略することがあります。

22. 需給契約の廃止

お客さまが需給約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当該一般送配電事業者等は，原則として，お客さまから当社に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

23. 信用情報の共有

需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，当社は，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を，北海道電力を通じて他の小売電気事業者へ通知することがあります。

24. そ　の　他

(1) 当社は，次の場合には，民法第548条の4の規定にもとづき，需給約款および料金表を変更することがあります。この場合には，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の電気需給約款［低圧］および料金表によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に，必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により，需給約款および料金表を変更する必要が生じた場合

ハ その他，需給約款および料金表を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) 需給約款および料金表を変更する場合には，当社は，需給約款および料金表の変更前は，変更内容を，変更後は，変更内容，需給契約の成立日，供給地点特定番号，当社の名称および所在地ならびに小売電気事業者の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合，契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて，電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお，変更とならないその他の事項については，お知らせを省略することがあります。また，法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には，当該変更となる事項の概要のみを，契約締結前交付書面を交付することなく，当社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合，契約締結後交付書面の交付はいたしません。

(3) 本書に記載のある事項のほか，お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により行なうことがあります。また，契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて，電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

(4) 本書に記載のある事項は，お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり，需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め，需給契約の詳細は，需給約款および料金表に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は，「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1．お客さまが「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合，本書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間は，書面または電磁的記録（電子メール・FAX 等をいいます。）により無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ，その効力は，お客さまが書面または電磁的記録を発信したときから発生します。

2．前項の場合，お客さまは，

① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。

② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。

③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は，すみやかにその金額の返還を受けることができます。

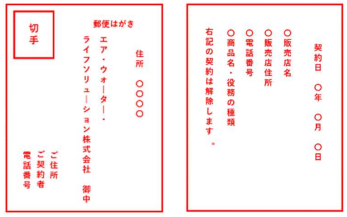
⑤ 電気の供給にともない，土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には，無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3．上記クーリングオフの行使を妨げるために，当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し，または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は，当社から，クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され，その内容について，説明を受けた日から 8 日を経過するまでは，書面または電磁的記録によりクーリングオフすることができます。

（1）下記の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また内容証明郵便、書留なども確実です。電磁的記録（電子メール・FAX 等）の場合は下記「ハガキ」の記載内容を参考に下記あてにご連絡ください。

メールアドレス：info-awlsol-cooling-off@awi.co.jp

FAX 番号：011-859-8611



（2）そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った○○金額を至急ご返送ください。③振込先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

［お問い合わせ先］

●
お申込み，ご契約内容・料金・ご請求・その他サービスに関するお問い合わせ
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
（電話番号）０１２０－７０７－５６５
受付時間：24 時間 365 日

●停電，電柱・電線などの設備に関するお問い合わせ
北海道電力ネットワーク株式会社
（お近くの事業所は，北海道電力ネットワーク株式会社のホームページでご確認いただけます。）

小売電気事業者：北海道電力株式会社
お問い合わせ先：お近くの各支社
（北海道電力のホームページからご確認いただけます。）
受付時間：9:00～17:00（土，日，祝日，12/29～1/3，5/1 を除く。）